

委員長（溝手顕正君）

次に、山田俊男君の質疑を行います。山田俊男君。

山田俊男君 大変ありがとうございます。

政局は先が見えませんが、季節は着実に巡ってきておるわけでありまして、桜の花の開花も間近であります。全国の農業者も、とりわけ田起こしや種まきの準備を進めているという状況にあります。にもかかわりませず、農業者は不安の中におるわけでありまして、石破大臣の生産調整見直し発言に対しまして大変な不安を抱いていると、これが現状であります。

さて、大臣の発言の背景には私は二つのことがあったんじゃないかというふうに思っております。

一つは、大臣は、自給率目標五〇％を達成する、そのための具体的な計画、手順を定めていくということがあったわけでありまして、作物の対策をどうする、さらには、それぞれ必要な財源をどうする、農地をどうする、担い手をどうするというについて詰めざるを得ないわけで、その中では生産調整をどう進めるかということも一つの大きなテーマにならざるを得ないということはあったかというふうに思います。

二つ目は、昨年七月のW T Oの農業交渉におきまして相当な議論がありましたが、ファルコナー議長のああした提案等を踏まえて考えたときに、一体将来の我が国の米の生産、流通をどんなふうに仕組んでいくかということを経済を将来考えれば基本計画の中で議論せざるを得ないということがあったんだろう、こんなふうに思います。

問題は、大臣が生産調整廃止ということで格好よく打ち上げてしまったことにあるんじゃないかというふうに思います。これから作付け準備をしようというときにどうしようというのかというのが農業者の思いだったわけでありまして。大臣は、国家貿易の在り方も含めてタブーを設けずに議論すると、こんなふうにもおっしゃったように報道をされるものですから、そうなりますと、一体米をどこへ持っていくんだという意味合いでの議論も生んだかということでありまして。大臣は、生産調整を選択制にするというふうにはおっしゃっておられないわけでありましてけれど、新聞は盛んにそれをとらえましてはやし立てたというのが流れではないかというふうに思います。

また、沈黙をしておりました市場原理主義者、こう言うときつい言い方になりますけれど、我が国は米価が下がってこそ構造改革が進むんだとか、それから、世界から食料を輸入すればいいんだ、国内で自給率を上げるよりも安上がりだというふうにおっしゃったり、それからさらに、世界の各国に通用するような生産性の確立が必要なんだというふうにおっしゃるような学者や評論家の皆さんがおいでになるわけでありましてけれど、実はこの市場原理の導入のこの学者が選択制という議論の中で勢いを吹き返して、そしていろいろおっしゃっているということでありまして。

ある新聞なんかは、わざわざ規制改革会議の草刈議長を引っ張り出して、そして、

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

石破大臣は生産調整の見直しということをおっしゃっていますがというふうに質問すれば、御案内のとおり、草刈議長であれば、ああ、ようやく農政改革の緒に就いたかと、これは石破大臣を大いに支援したいと、こんなような発言になるわけですから、余計農業者は不安を感じたということであります。政策は着実に進めることが必要なんで、稲作は例えば一年に一作であります。そうすると、一年や二年や三年で政策が変われば到底付いていけないということがあるわけであります。

ここでお聞きしますが、大臣は今年の実産調整をどうしようとされるのか、そして来年以降の実産調整をどうされようとするのか、ここで考えをお聞きしたいというふうに思います。

国務大臣（石破茂君）

私、生産調整をやめると言ったことは一回もございません。そこは委員の御発言に恐縮ですが異を唱えさせていただきたいと存じます。選択制にすると行ったことはございませんというのも、これも言うておりますが、その前に、石破が生産調整やめると言ったことが混乱を起こしているとおっしゃいましたが、生産調整をやめると私は一言も申したことはございません。そこは申し上げておきたいと存じます。

平成二十一年は、それは水田フル活用元年ということをおっしゃっておりますので、米粉米あるいは飼料米、日本に一番向いた生産装置であります水田のフル活用、これに向けて全力を尽くしてまいるといってございまして。生産調整の在り方について、二十一年度、まさしく今、春を迎えようとしておるわけでありましてから、生産者の方々に御不安を与えるようなことがないように、そこは何度も申し上げておるところでございまして。

これは、新聞はいろんなことをお書きになりますでしょう。しかし、私は何度も何度も申し上げておりますとおり、二十一年は水田フル活用元年ですと、二十一年産について生産調整のやり方を変更することはございませんということをおっしゃっております。機会をいただきましたので、もう一回お答えをさせていただきます。

問題は、これはもう委員もずっと長い間一緒に議論をしてまいりました。二十数年になります。人、金、物と三つの側面から見たときに、農業の所得というものが平成二年から平成十七年で半減している、所得が半分になっているということ。そして、基幹的農業従事者の六割が六十五歳以上になっている。十年前は六割が五十五歳以上であったと。二十年前は六割が四十五歳以上であったと。同じ層がそのままスライドしているわけで、グラフをかけばみんな分かるわけで、これ十年たったら、このまま行けば、日本の基幹的農業従事者の六割が七十五歳以上になりますということはこのまま行けば必ず起こるわけで、本当にそれでいいのですかといえば、だれもいいとは思わないわけですね。

そして、農地転用というのはどんどんどんどん行われて、一年間で違反転用が八千件あるという話です。耕作放棄地は埼玉県全面積を上回りましたということになっ

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

ておって、人、金、物のこの全部の低落傾向にどこかで歯止めを掛けないと日本の農業そのものが駄目になりますという危機意識は、私は山田委員と共有していると思っています。これは野党の方々も全く同じ意識でお持ちだと思います。

じゃ、診断はそうなんだが、処方せんをどうやって書くかということが問題だと思っております。

そのときに、生産調整、これをどうするかという議論はやはりしなければならないでしょう。そして、私は市場原理主義者というのは何を指すかは存じませんが、一、二の三で全部やめ、みんなやめて好きなように作りなさい、どこかで均衡するであろうという議論は、私はそれは正しいとは思っておりませんのです。

しかしながら、生産調整というものに不公平感が伴うのは、それはずっとあるお話でございます。生産調整しなきゃ値段が維持できない、みんなが迷惑する、だから、本当は作りたいんだけども減反しようね、生産調整しようねということをやっているんですが、しかしながら、おれは関係ないと、おれは好きなだけ作るという人たちは、生産調整の負担をしている人たちの犠牲の上に乗って利益を得ているわけで、この不公平感を払拭しなければそれは制度として持続し得ないだろうということも、それは多くの方が認めることだと思います。

じゃ、生産調整に参加をしなければ懲役十年とか、そんな話になるのかと。それはそうはならぬでしょう。だとすれば、何が一番よろしいのかという議論は、本当にあらゆる方々とやっていかねばならぬのだと思います。世に売られている書物、世に売られているいろんな雑誌、そういうものを見たときに、いろんな議論が行われています。だとすれば、国権の最高機関である国会の場においてもそういう議論が行われて、何が一番正しいのかという点はやはりコンセンサスに基づいて決めていくべきものではないでしょうか。

山田俊男君

私も今の農業が置かれております危機については大臣と共有できるというふうには思っております。

しかし、先ほども言いましたが、具体的に作物を作付けていく、それも一年一回それを行う、この段階にあるということを考えるときに、二十一年度はこのままやりまますよ、ところが、今大臣おっしゃいましたように、二十二年度はそれこそ白紙で考えるんだよと。これは主濱委員の先週の議論の中でも大臣ありましたが、白紙で考えたということになったら、それじゃ一体二十二年度以降はどうするんだという心配をそれぞれみんな持つわけでありませう。

ところで、選択制というときに、これは大臣はそうおっしゃっていないということではありますが、白紙で物を考えてと言った途端に、ああ、それじゃ、かつてあのときに議論した、じゃ、あの話が出てくるのかと。それは手挙げ方式という議論でありまして、かつて何度も議論した内容ではありますが、そのことについてやっぱりもう新聞、書き立てるわけでありませう。

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

選択制には三つの問題があるというふうに思っています。

一つは、ともかく生産調整を選択しないということになったときに、直ちに米の過剰が出てしまうということであり、底なしの米価の低落が心配されるわけであり、それから、米は低温貯蔵しておけば二年も三年もそのまま品質で継続できますから、そうすると、一体、翌年、それから翌々年の取組にも大きな影響を与えることになってしまいます。

二つ目は、補てん対象農家といいますか、それじゃ生産調整をちゃんとやった農家に補てんするよ、しっかり生産調整を選択できるようにするよといったって、補てん対象農家をどういう農家として選ぶのかということがあろうかというふうに思っています。生産調整の取組、全国目標を示すのか示さないのか。示したときに、それじゃ示したものの一〇〇%を達成した農家と三〇%しか達成しなかった農家、こういう農家に差を入れられるのかどうかということもあったりするわけであり、

さらに、三つ目には、取組農家の規模について、これは制限を加えるのかどうか。というのは、小規模な販売農家でも、一俵でも米を作っておいて、そしてその上で生産調整をやっておれば差を設けず対象にするのか、いや、そうじゃなくて、今後の将来の担い手ということを考えれば一定層を対象にしていくんだというふうな、これらの課題が入ってくるわけで、まあ議論していきますと、大臣、これは迷路に入っちゃうんです。四十年間も生産調整の議論の中で、迷路の中に入ってこの選択制の議論があったということでもありますので、このことについてやはり大変慎重な取組、検討が必要であるということをお願いしたいというふうに思います。

大臣はこの選択制についてどんなふうにお考えになるのか、お聞きします。

国務大臣（石破茂君）

ですからいろんな議論をしましょうと。今委員がおっしゃいますように、いろんな前提がございます。一体どこを対象にするのか、あるいは水準を、仮に減反を選択された方々にお金をお支払いをすれば一体幾らなのということもございましょう。それはいろんな議論があるんだと思います。そこは、必要なのは、政府が本当にどれだけの強い意思を持ってやるかということ、そしてその議論が、生産者だけではなくて、消費者、納税者もみんな納得した上で行われるかどうかということなんだと私は思っています。

私は、当選したばかりのころ、今から二十数年前ですが、本当に米価をどうするか、まだ食管制度が生きておりました。米価をどうするかということで二晩も三晩も徹夜をして米価を決めました。しかし、そのときに消費者の意見というものがあつたか、納税者の意見があつたか、本当に農業を支えていくとするならば、それは消費者、そして納税者、その理解がなければそれは進めていけないんだと私は思っています。

農業は大事なものです。いかなるやり方を取るにせよ、どの国も農業は保護しているわけであって、日本の農業の保護水準が特段高いというふうには私は思っておりま

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

せん。逆に言えば、高くないからこそ自給率はこんなに下がったんだという議論はあるんだろうと思います。じゃ、農業を守っていく上においてこういうやり方だと生産者にも納税者にも消費者にも御理解をいただいたということで、強い意思を持ってやっていかなければいかぬのだと思っています。選挙があるからということは、それはどの党も一緒です。しかし、来年は間違いなく参議院選挙もあるわけで、選挙のたびにこころ変わっておっては、それこそ一貫性、継続性がないということだと思いません。

私は、本当に納税者の方も、そして生産者の方も消費者の方も、そして、農業というのは、委員が一番御案内のとおり、北海道から九州、沖縄まで全部違うわけであって、じゃどのように多様な政策というものを用意し得るか。いろんな政策を選択するときには選択肢がたくさんなければそれはいけないだと思っています。画一的な農政を排するというのはそういうことだと思えます。どこまで自己責任というものをお願いをするかということも含めて、ありとあらゆる議論は必要なことであり、今のままでいいとはだれも思わない、そこは一緒だと思えます。

山田俊男君

このことも、大臣の問題意識、危機感はよく分かるわけではありますが、しかし、何度も言うようですが、着実な手を打っていく必要があるわけで、それから、これまでも何もやってこなかったわけじゃなくて、御案内のとおり、生産調整の具体的実施ということに関しては、平成の十六年の食糧法の改正以降、これは農業者、農業者団体の自主的な取組ということにして政府は手を引いたわけがあります。その結果、生産調整の未達成県は十七年産では二十二県、十八年産では二十八県、十九年産では三十一県というふうが増えてきたわけです。

十九年産は作柄が悪かったにもかかわらず二十六万トンの過剰が生じた。底が見えない米価低落のおそれの中で三十四万トンの政府買入れをやりました。その是非についてはいろいろありますが、ともかく底なしの米価の低落の中で何とか歯止めを掛けざるを得ないという思いがあった、政策の選択があったわけがあります。そして、二十年産に向けては、それこそ官民挙げての生産調整達成に向けた取組があって、未達成の県は二十県に減ったわけがあります。

しかし、豊作分も合わせて五十一万トンの過剰が生じました。消費拡大の分もありましたから、生産調整実施者から豊作分を十万トン買い入れるという措置で需給のバランスを何とか解決できたわけだし、それから、御案内のとおり、二十年予算の補正で生産調整実施者のメリット対策として三千円を措置したということがあつたわけがあります。要は、着実に、それはそれなりに手を打ってきているという事実があることを申し上げたいというふうに思います。

お手元の資料に、一ページですが、農林水産予算の年次推移がありますが、この年次推移の中でも二十年度はようやく三兆円の予算確保を達成したということがあつたわけがあります。さらに、二十一年度の予算対策は、大臣も先ほどおっしゃいました

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

ように、水田フル活用対策で手を打ってきたということをおっしゃっておられるわけでありませぬ。要は、こうした大臣の、水田フル活用対策の取組も含めて、着実な取組があって初めて物事が進むんだということを考えるわけで、大臣にこの点もう一度お聞きしたいと思ひます。

国務大臣（石破茂君）

着実な取組は大事だと思っております。しかしながら、緊急対策、緊急対策ということではいろんな政策を打ってまいりました。常に常に緊急対策でいいのかということ、そしてそれが本当にきちんと消費に回るか、消費者の意向、嗜好、これを反映したものになるのかということでございます。それは、たまたま政府の保管の枠に余裕がございました。じゃ、何で作況が九九であるようなことになったのかということも考えていかねばならないことだと思っております。緊急対策はその都度その都度打っていかねばなりません。そして、着実な実施ということも必要でございます。

そこと、本当にあるべき対策、私は、農政改革というのは生産調整どうするかだけではもちろんありません、農地政策をどうするかということ、ここも今国会に法案をお願いをしております。農地政策、そしてまた金融の在り方、生産調整の在り方、あるいは貿易の在り方、それを全部複合的に議論をしていかなければ農政改革というのはできないのだと思っております。今日の農業の現状を招来した理由は、私は生産調整だけだとはもちろん思っておりませぬ。農地政策をどのように変えるか、農業金融の在り方をどうするか、それをすべての面にわたって徹底的に議論をし、農業を守っていく、農業者を支えていく、そのための方策が必要であると考えております。

山田俊男君

二枚目の資料を見ていただきますが、そこに、大臣、主食用米と飼料用米との所得試算をしているわけでありませぬが、飼料用米は所得試算で一万七千円やっぱりマイナスになってきます。耕畜連携の今度畜産対策で決定した稲わら利用の場合を加えましても、これは、飼料用米はマイナスであります。主食用米との所得格差もこんなに大きくあるわけでありませぬ。

ところで、これは私のふるさとの青年農業者がパネルで作ったものであります。（資料提示）お手元の資料にもありますが、こういう形で飼料米の生産について着実に取り組んでいるわけでありませぬが、それにしても、この水田フル活用対策のこの水準には大変な心配をしておりますが、大臣のこの点についてのお考えをお聞きします。

国務大臣（石破茂君）

これは、水田フル活用が掛け声だけになってはいけません。それはそれなりのメリットがなければ取り組んでいただけないということはよく承知をいたしております。お金だけとは申しませぬが、えさ米、あるいは米粉米、それを作る場合のメリットということにつきましては、国会の御議論もよく踏まえて今後も対策を打っていきたい

と思っております。

あわせて、まさしくそういうようなお話なのですが、それがえさ米として本当にきちんと使われるか、耕畜連携ってお話も実は二十年前からずっとあるお話でございます。耕畜連携が本当に畜産あるいは酪農とうまく一体化できるようになっているか。

あるいは米粉米にしても、東京のスーパーで米粉米ありますというのがどれくらいあるんでしょうか。私、自分の選挙区で随分そういうのが目立つようになりましたが、なお首都圏でありあるいは関西圏であり、米粉ありますよということをちゃんと宣伝をしなければいかぬだろうと。米粉を使ってパンを焼く、米粉を使ってケーキを焼く、そういうことをもっともっと普及宣伝していかないと、作ったけれども使われない、それではならぬと思っております。それが本当にきちんと需要に合うような対策も併せて講じてまいりたいと思っております。

山田俊男君

この例は、間違いなく、仲間に養鶏の農家がありますから米の農家と養鶏農家の取組の中で実施しているわけでありますが、こうした取組を、どんどん対策を講じていくという意味でも水田フル活用対策が必要だということを、着実な手だてとして必要なんだということを申し上げた次第であります。

続いて、米飯学校給食の回数についてであります。

米飯学校給食の重要性は言うまでもないわけでありますが、もう三回目標を達成しましたが、四回の目標に向けて取り組もうということ、実は昨年十二月に文部科学省の有識者会議でそれをほぼ決めていたのに、一転してこの三月には三回以上にすると。三回以上でということ、目標を引き下げたということ聞いて大変びっくりしております。

石破農水大臣はこのことをどう受け止めておられますか。

国務大臣（石破茂君）

これはまた文部科学大臣からお答えがあらうかと思っておりますけれども、私は、やはり米飯給食というものをできれば週五日きちんと行う。もしお米ということができないとするならば、それはまさしく今委員がおっしゃった米粉米でパンを作りましょうよということで週五日。日本のお米ですから日本の子供たちが食べるということ、を努力していき、それは余ったからそっちへ回すとかそんな話じゃなくて、本当に日本の文化であり、日本の国土を守り、そして農家が一生懸命お作りになった米、それを子供たちが味わう、そういう機会はできるだけ増やすべきだと思っております。

余談でございますが、高知県の南国市が取り組んでいる例、つまり学校で調理される方々の負担をどうやって減らすか、そして五日をどう実現するかということで、電気炊飯器、これを各クラス分使ったと。そうしたら、お米を残す子、おかずを残す子が本当にいなくなったという例がございます。

私どもとしてももうできる限りの取組はしてまいりますが、農林水産省として学校給

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

食において本当に米が、できれば週五日を目指して使っていただけるようにできる限りの努力はしてまいりたいと思っております。

山田俊男君

石破大臣のその考え方は全く私も同じでありますので、是非頑張ってくださいというふうに思います。

同時に、塩谷文部科学大臣にこの後退をどう受け止めるのかお聞きしたい、どういう理由や背景があったのかをお聞きしたいと思っております。

国務大臣（塩谷立君）

米飯給食については、地場産物活用推進に関する協力者会議でまだ議論をしている途中でございます。四回というのはまだ決めたわけでもありませんし、そういう議論がなされている中で、いずれにしましても、この米飯給食については、日本の伝統の食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣を付けさせる、そして地域の食文化を通して郷土への関心を高めることができるということで、教育的意義も大変高いという認識の上で昭和六十年以降この三回を目標に今日まで努力し、そして平成十九年度で三回を達成したわけでございます。

したがって、今後どうあるべきかということについて現在協力者会議において検討している途中でございます。まだ三回未満のところもありますので、三回未満は三回程度、週三回以上のところは週四回程度というところで今検討しております。今後米飯給食の推進については私どももしっかりと検討してまいりたいと思っております。

山田俊男君

是非、四回の目標設定でこれはちゃんと努力していただきたい、こんなふうに思います。

河村官房長官にお尋ねしますが、これまでも担当大臣として、大変なこの米飯学校給食拡大に努力をいただいたということをよく承知しているわけですが、是非これ、とりわけ閣内不統一ということになっては大変困りますから、大臣としての調整方をお願いしたいと思います。御意見を伺います。

国務大臣（河村建夫君）

このお米を子供たちの時代にしっかり食べておく、お米のおいしさと、それからまたお米が持つ日本の伝統的な食事ですね。このお米を中心とした、そして野菜、そして魚を中心とした日本の和食、これが日本の長寿、世界一の長寿国をつくってきたんだと、こういう思いもございますから、これをしっかり奨励したい。そして、その意味では学校給食の持つ意義というのはそこにしっかりあると思っております。

そういう意味で今、先ほど来農水大臣、文科大臣からもお話がございました。私も

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

この米飯給食を進める立場で今日までおりますが、やっと昨年の速報値で週三回が達成できたわけでありまして、平均値ですね。したがって、次の目標は三回以上じゃなくて四回、五回と持っていくのが私も当然のことだろうと、こう思っております、その方向へ大臣もお考えいただきたいと思っております。

かつては農水省もこれをしっかりやる必要があるというので予算を持って支援をしたものであります。二百億ぐらい予算があったんです。いつの間にかその予算がなくなっていくというようなこともあって、そうするとパンの方が安いじゃないかという議論も出てきたりしました。しかし、やはりお米をしっかりと食べさすということは大事なことでありますし、この意味は健康的なこともあるし、いわゆる地産地消の問題もある。それから、もちろん米の消費拡大という問題も抱えております。

大事な視点だと思っておりますので、官房長官という立場でございます。内閣を調整する立場にもございますが、政府としてもこの推進に向けて、また目標値を少し高めに持って、そしておっしゃるように、文科大臣も言われるように、まだ三回を達成していない県が十四県あるんです。ここのところはもう早く三回にいくように奨励をする。それから、三・〇回 三・四回のところは二十八県もあります。それから、四回を達成した高知県を始めとして五県はもう三・五回以上になっております。そういうところは目標をしっかりと、そのためには四回の目標を立てるとするのは私は当然じゃないかと、このように考えておりますので、しっかりと推進してまいりたいと、このように思います。

山田俊男君

政局の中でなかなか苦しい答弁が多かった河村官房長官の極めて明確な答弁をいただきましたので、もう是非この線で進めていただきたいというふうに思うところであります。

塩谷大臣、河村官房長官、どうぞ。ありがとうございました。

さて、お手元に四ページの資料であります。これは、私のこれもふるさとのJAの品目横断、名前を変えまして水田農業経営所得安定対策におきます対象農家、担い手の絵であります。これを見ていただきますと、担い手の農地集積率は六九・五%に上っているんです。この絵を見ていただいても分かりますが、黄色いところが五〇%未満です。そして、左の二つ、南谷、宮島というのがありますが、これは山間地であります。一方、この福岡と書いてあるところは市街地であります。あとの二つは市街地の周辺地域です。そのほかのところは、御覧になっていただきますように、かくのごとく高い担い手、さらには集落営農の取組を展開していることとなります。

全国で今これ数字を見ますと、二八%が要は水田農業経営所得安定対策の対象農家として選ばれてきているわけでありまして、北海道は八一%です。それから都府県にいきますと、佐賀県が六二%でありまして、さらに、あとは山形県、秋田県、それから富山県というふうに続いているわけです。

要は、市町村ごとに見ますとこれだけの達成をしているところがあるわけで、これ

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

だけ達成しているところからとってみると、この対策に加わっていない農家はごく特別な事情があるという農家に限られているわけで、こうした農家にとって見ると、同時に、農地・水・環境保全対策にも加わっておりますので、この担い手経営所得安定対策とその農地・水・環境保全対策、さらには中山間地直接利用の取組と、車の両輪として動いてきているわけではありますが、こうした取組の実態について、大臣、どんなふうに見ておられるかお聞きします。

国務大臣（石破茂君）

これが各県によってかなり差があるという認識は実は持っております。同じ日本海側でも、委員の富山とあるいは私の鳥取と違うということがございまして、この集落営農の取組についてなかなかうまく広がらないところはそれなりの理由があるはずなので、もう少しきめ細かい対策が必要ではないか。小農切捨てなどというお話がありますが、集落営農に参加をしていただくということが大事なのであります。そこにおいて何か問題があるとすれば、やはりきめ細かく見直していかねばならないだろうというふう考えております。

そして、今、車の両輪とおっしゃいました農地・水・環境保全向上対策事業、あるいは中山間地域等直接支払でございます。これ各地において大変に評価をいただいております。これがもっともっと定着をするようにやっていかねばなりませんし、委員会の御議論でもございましたが、それを恒久的にできないかというお話ですね、条件不利地域対策でございます。恒久化できないか。あるいは、もっときめ細かな対応ができないか。あるいは、書類が余りに複雑で、もう少しその負担を減らせないかというふうなお話もございます。これある意味で日本型直接支払、これを所得補償とは申しません、この在り方というものをよく議論をしたいと思っております。

今まで行ってきた政策、御評価をいただいておりますものは更に御評価をいただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

山田俊男君

石破大臣、前向きに改善点を含めて検討するというふうにおっしゃるのであれば、私は大賛成であります。多分そうしていただけるんだろうというふうに思います。

しかし、大臣が二十二年度以降については例えば白紙で考えると、これから考えるんだという話になったときに、じゃこの今取り組んでいるこの取組がどうもないがしろになっちゃうんじゃないかという心配があるんですが、その点はいかがですか。

国務大臣（石破茂君）

それは、今御評価をいただいているもの、それはこれからも着実に進めてまいります。ですから、今やっているものをやめちゃうとか、委員のお言葉を借りればないがしろにするとか、そのようなことを申し上げておるわけではございません。

ただ、先ほど申し上げましたように、農地政策というのが大きく変わってまいりま

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

す。あるいは、今御評価いただいているのもきめ細かくもっとやっていきたいと思っております。それと、先ほどお話のあった生産調整をどうするかというお話は、そういうのをやればもう生産調整は今のままでいいですよということになるとすれば、それはそれで結構なお話かもしれません。ですけれども、今のままでいいのだということであれば、なぜならばということ全部検証していかねばなりません。そして、冒頭にお話ししましたように、いろんなものが長期の低落の傾向にございます。これをどうやって歯止めを掛けていくかということも併せて打ち出していく必要があるかと存じます。

山田俊男君

着実に進めていただきたい、それがちゃんとした取組につながっていくというふうに思っております。

農地の流動化対策についてお聞きしたいわけでありますが、この担い手づくりと関連して、農地の利用をどう流動化するかというのは大変な課題でありますが、農地法の改正と併せまして、二十一年度予算で農地の流動化対策にしてどんな対策が準備されているんですか。大臣、お聞きしたいと思います。

国務大臣（石破茂君）

恐縮です、細かいお話になりますので、資料を見る、朗読する形で恐縮ですが、二十一年度予算措置についてのお尋ねがございました。

市町村農業公社あるいはJAなどが多くの農地所有者から農地の貸付けについての事務の委任を受け、この方々を代理して受け手である担い手に農地をばらばらな状態ではなくある程度まとめて貸付けなどを行う取組に対し実績に応じた交付金を交付する、あるいは新たにまとめられた農地について営農を効率的にできるよう畦畔を除去するなどの小規模な基盤整備を支援する、このような新たな取組について中心的な役割を果たす人材の育成、設置について支援をする、新たにまとめられた農地を担い手が効率的に利用するための農業用機械・施設等の導入に対する支援、このようなことを行いたいというふうに考えております。

先ほど来申し上げておりますように、今国会に提出しております農地法等の一部を改正する法律案の中で導入することといたしております、農地の所有者から委任、代理により農地を集めて面的にまとめて担い手に貸し出す仕組み、これを実効性あるものにしたいということでそのような措置を講じたいというふうに考えておるところでございます。

山田俊男君

農業者からは若干の心配が出ております。一つは、所有はそのまま維持していくものの、資本力や販売力のある企業が参入して地域の家族農業経営を崩壊させないかという心配ですが、大臣、何か歯止め措置を考えておられますか。

国務大臣（石破茂君）

法案を出すということは申し上げたとおりでございます。じゃ、具体的にどのようなことを考えているかということでございますが、家族経営や集落営農だけでは農業の担い手が不足している、そういう地域がございます。こういう地域におきましては、企業や農協を含め多様な農地の受け手が必要となっております。意欲のある個人や企業が農地を借りやすくする、あるいは農協による農業経営、今まで農協というのは農業経営できませんでしたので、農協による農業経営を可能とするなど、貸借に係る規制を見直すということでございます。

今御指摘のような御懸念があるわけでございます。企業等が参入をする、一部において耕作放棄、結局耕作放棄しちゃうんじゃないのということの御懸念があるわけでございますが、法人の所有権の取得は現行どおり農業生産法人に限るとということにいたしております。この上で、農地の権利取得の許可基準につきまして、新たに周辺の農地の利用に影響を与えないかどうかを要件に追加をする、これにより地域の農業の取組を阻害するような権利取得は排除したいというふうに考えております。

あわせて、農地の適正な利用が行えない場合に対する担保措置、これは適切に講じたいというふうに考えておりました。委員が御指摘のような御懸念が生じないように努力をしてまいりたいと考えております。

山田俊男君

その点、是非対策を講じていただきたいというふうに思います。

農地の利用が進まないのはどうも農業者の責任であるかのような論調が一部ありますが、決してそうではないんであって、いたずらに拡大し続ける町づくりの在り方やそれから公共事業の在り方、工場誘致や商業施設の無秩序な展開、こうしたことが一方であるわけで、その点大変心配であります。

与謝野大臣にお聞きしたいわけでありましたが、自民党の食料戦略本部の会合で講演されて、コンパクトな都市づくりとゾーニングの徹底が必要だというふうにおっしゃって大変感激したことを今でも覚えておりますが、改めてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

国務大臣（与謝野馨君）

小さい政府、大きい政府という議論が随分長いこと続いてまいりました。やはり政府全体のことをこの二つの言葉だけで定義するというのは難しいんだろうと。そこで、政府の組織自体を維持していくための予算、これは防衛、外交、国家公務員の給与、公共事業等々の分野と、それからもう一つは社会保障の分野とは切り分けして物考えないと、小さな政府と言っていると逆に社会保障なんかが行き渡らない分野の方を犠牲にしてしまうということですから、行政効率自体はきちんと常に無駄のない効率性の高いものを目指していく、一方、社会保障は国民に安心、安全を与えていくとい

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

うやっぱりコンパクトな政府は、社会保障以外の分野では目指していく一つの方向性ではないかということを示したわけですが、

山田俊男君

金子大臣は都市計画制度の運営に当たっておられるわけですが、国土形成計画で住みやすいコンパクトな町づくり、美しい景観を持った町づくりという方向を打ち出しておられるわけですが、

今後の都市計画制度を運用するに当たって、この農地法の改正と関連させた見直しが必要だというふうに思いますが、今後の進め方についてお聞きしたいと思います。

国務大臣（金子一義君）

都市計画の上で農地が無秩序に転用される、特に郊外開発が進行しているということについて、農地等の利用の増進という観点から、国土形成計画の上でも基本的な方向から見ても問題があると認識しております。農林省と連携しながら、土地利用についての都市計画制度の在り方について検討してまいっております。

現在、社会資本整備委員会に設置されました小委員会におきましてこの問題について御議論をいただいております、今年の夏前に取りまとめを行われる予定であります。

山田俊男君

是非、農地法の改正と連動した、しっかりした都市計画制度の見直し議論をお願いしたいというふうに思います。

最後に、農地の転用規制の必要性については農業者もそれなりに分かっているんです。分かっているんですけれども、しかし、自分の軒下まで農用区域という例がやはりあるわけでありまして。そうなりますと、分家をどう造ろうとか、さらには農村の住宅の改築をどうしようかというときにやはり大きな制約を受けます。

大事な農地は大事な農地として守る、しかし、農村整備として、集落整備として取り組むところは、そこは柔軟な対応をするということが必要で、最後の私の五ページの資料がそれでありまして、集落を中心とした農地利用・農村整備計画作りの取組が私は必要と考えますが、この点、石破大臣の考えをお聞きしたいと思います。

国務大臣（石破茂君）

今の国会に法律を出しておりますが、この中で、農用区域からの除外につきましては、集団性のある農地の縁辺部でありましても、担い手に対する利用集積に支障を及ぼす場合には農用区域からの除外を認めないという要件を追加いたしました。農地の確保をより確実にするための措置を講じたいと思っております。

他方、軒下農振という言葉、私、委員から教えていただいたことが昔あるような気もいたしておりますが、一方で、集落の中の宅地周辺のちっちゃな農地、軒下農振な

参議院予算委員会 / 2009年3月10日

ぞというものは、立地に関する要件に照らすと、この法律を改正しました後におきまして農用地区域から除外が認められる、そういう場合が多くなるとういうふうに今考えておるところでございます。

山田俊男君

どうも大変ありがとうございました。

要は、大臣、生産調整の見直しにしても基本計画の見直しにしても、空に、宙に絵をかくような形ではいけないのであって、具体的に現実の中で、政策のこれまでの推進の中であるということ念頭に置いて是非進めていただきたい、こんなふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。